

高石市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例改正について

ただいま議題に供されました議案第 29 号「高石市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、4 会派の共同提案であり、提案者の存する会派の了解を得て不肖、私が提案内容及び提案理由について説明を申し上げますので宜しくお願い申し上げます。

はじめに、提案内容についてご説明申し上げます。

高石市議会議員の定数を定める条例（平成 14 年 10 月 4 日条例第 18 号）の一部を次のように改正します。本条中「17 人」を「15 人」に改め、附則と致しまして、この条例は、次の一般選挙から施行するとさせていただきます。

次に、提案理由についてご説明申し上げます。

本市議会では、提案内容でご説明した通り、平成 14 年高石市条例第 18 号により議員法定数 20 人を 17 人とし、今日に至っておるところであります。

本市議会定数条例を決定した平成 14 年から既に 12 年が経過しており、この間、社会環境は政治・経済環境はもとより、市民生活の環境も大きく変化し、なかでも、高石市の人口においては 12 年前と比べ約 4000 人も減少していることや、また、インターネットの普及による情報の収集・処理・伝達の機能は飛躍的な進展をとげてまいりました。

そして今、日本経済が大きな岐路に立たされ、国や地方の債務残高が大きく膨らみ、国、地方を問わず、行財政改革の大きなうねりとなって、世論を喚起し、行政や議会に対する国民や市民の目は一段と厳しさを増しているところでございます。

このような社会環境のうねりの中で、全国各市や大阪府下の市議会に於いても、行財政改革や議員定数削減等の議論が展開され、決議されていることはご高承の通りでございます。

申し上げますまでもございませませんが、議会は、市民の民意を反映し行政をチェックする重要な機関であり、この基本的な機能が十分に発揮できる審議機関であることを前提と

し、時代の変化や社会環境の変化に的確に対応した議員定数を定める必要があると考えております。

先述致しましたが、情報の収集や伝達手段の発達は、住民ニーズのより正確で速い把握を可能にし、その範囲も広がっており、より民意が反映されやすい環境が生じていること、近隣各市でも議員定数削減についての決議、議論が進められていること、本市においても、多額の財源を必要とする事業がまだ数多く山積し行財政改革が求められていること、第5次財政健全化により市長等の特別職や一般職の給与が削減されていることから議会自らが「行財政改革」の範を示す時が来ていると判断いたしております。

とりわけ高石市議会議員一人当たりの経費は、報酬と期末手当で年間850万円、政務活動費で年間43万2千円、そのほか共済費などを含む議員一人当たりの年間経費は約1250万円となり、これを2名削減することで、年間2,500万円の一般財源が捻出されることとなります。この財源捻出により議会の機能強化や市民サービスの充実に供されるものと考えております。

コスト減を図るならば、報酬も考えられますが、議員はこの金額から生活給的な可処分所得に加え、政治活動にかかる経費や選挙にかかる経費を捻出しなければなりません。実際にこれ以下の金額で充実した政治活動を行おうとすれば、それは献金を受けている人、駐車場収入などの資産収入がある人、選挙活動の経費を出さなくていい人しか選挙に出られなくなります。それでは専業で議員活動を行うことはできなくなる。議員は、地方自治法に要求されている職責を果たそうとするならば、高い専門性と、十分な時間を議員活動に割けることが要求されるべきであることから、年間2,500万円分もの報酬を削減すべきでないし、議員の手取りである期末手当は平成14年から年間34万円削減されていることから定数を削減し、少数精鋭で議会の役割を全うするべきであると考えます。

また、今回議員定数を減員することによって、民意を損なうとのご意見もあると伺っていますが、阪南8市の議員一人当たりの人口を比較し、議員一人当たりの人口の多い順で申し上げますと、和泉市が7808人/議員、岸和田市が7761人/議員、泉佐野市が5116人/議員、貝塚市が5027人/議員、泉大津市が4533人/議員、阪南市が3602人/議員、泉南市が3597人/議員、そして議員一人当たりの人口が最も少ないのが高石市の3411人となっております。これに今回提出の本条例内容である2名の減員をしたとしても3866人となり、平均値よりも下回る結果となります。市内人口を議員一人当たり

で換算された数値が低ければ低いほど、民意を反映していると判断するのは早計ではありますが、議員を2名減らすことで民意が反映されなくなるというのはあまりにも脆弱な立論であると考えます。

そもそも、特別地方公務員である地方議員は、日本国憲法15条第2項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とあるとおり、自分に投票した有権者のみの代弁者であつてはならない。高石市全体を俯瞰し、そのすべてに責任を持つ存在であるべきです。減員したことによって多種多様な意見が反映されなかったとすれば、それは高石市議会議員が憲法15条に則った活動をしていないということになります。

これらの観点から、定数を減らすことで民意が損なわれるという根拠のない立論よりも議員各位が議会に与えられた役割をいかに効率的に果たしていくかに努力をすべきあり、議員自らの身を律し、定数削減を実行する意義は極めて大きいものがあると考えております。

以上の理由から、現行の議員定数条例に規定されている人数を2名減員し15名にする条例改正案を提出いたします。

最後になりましたが、議員各位のご賛同を賜りますことを心よりお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。